

# 二〇一八（平成三〇）年産 以降の北海道の水田農業に 関する調査研究

一般社団法人 北海道地域農業研究所

専任研究員 山口和宏

## 一 はじめに

二〇一八（平成三〇）年産以降の我が国の水田政策は、大きな転機を迎える。

第一に二〇一〇（平成二二）年の民主党政権時代に開始された米の直接支払い制度が廃止されること、第二に米の生産調整における数量目標の設定から国が手を引くこと、である。

米の直接支払い制度は、二〇一〇（平成二二）年当初は米戸別所得補償モデル事業として実施され、翌一年から本格実施された事業で、生産調整を実施する稲作農家に対して、米価水準にかかわらず主食用米作付面積一〇aあたり、一律一五、〇〇〇円を支給するという制度であった。二〇一三（平成二五）年の政権交代時に経営所得安定対策と名称が変更されるとともに、二〇一四（平成二六）年からは支給額が七、五〇〇円と半額になり、二〇一八（平成三〇）年には制度が廃止されることになっている。この直接支払い制度には、生産調整の実施者を対象とするという要件が付されていたため、実質、稲作農家に対して生産調整参加を促す効果があったと推察される。

また、生産調整自体が終了するわけではないが、その面積配分の方法が変更されることになった。具体的には、国が担ってきた数量目標の設定が、地域の再生協議会を中心として担われることとなり、国は需給見通し等の情報提供ならびに食料自給率・自給力向上のための戦略作物の生産に対する助成支援を行うのみになる。

このように、米の生産調整を実施する際に一定程度の誘引効果があったと思われる、直接支払い制度の廃止や国による面積配分の終了によって、今後の水稻作付面積がどのように変化す

表. 1 調査対象経営の地域内での位置

単位：経営体

|            | 計     | 経営耕地<br>なし | ～5.0ha | 5.0～<br>10.0 | 10.0～<br>20.0 | 20.0～<br>30.0 | 30.0～<br>50.0 | 50.0～<br>100.0 | 100.0ha<br>以上 |
|------------|-------|------------|--------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| B農協        | 415   | 3          | 203    | 80           | 63            | 35            | 22            | 7              | 2             |
|            | 10    |            |        |              |               |               | 5             | 5              |               |
| C農協<br>Z地区 | 669   | 4          | 132    | 114          | 238           | 116           | 43            | 17             | 5             |
|            | 10    |            |        |              | 1             | 2             | 4             | 2              | 1             |
| D農協<br>Y地区 | 1,066 | 5          | 156    | 198          | 373           | 192           | 120           | 15             | 7             |
|            | 11    |            |        |              |               | 3             | 2             | 1              | 5             |

資料：2015年農業センサスおよび農家調査をもとに筆者が作成。

るのかは、米価との関連もあり、多くの関心を集めるところであろう。

そこで本稿では、水田農業を取り巻く環境が大きく変動することが予想される中で、道内の主要な米産地の大規模経営がどのような経営意向を持っているのかを紹介したい。なお、本稿で取り上げた内容は、平成二九年度北農五連委託研究事業「平成三〇年産以降の北海道水田農業のあり方に関する調査研究」の研究成果の一部を利用したものである。

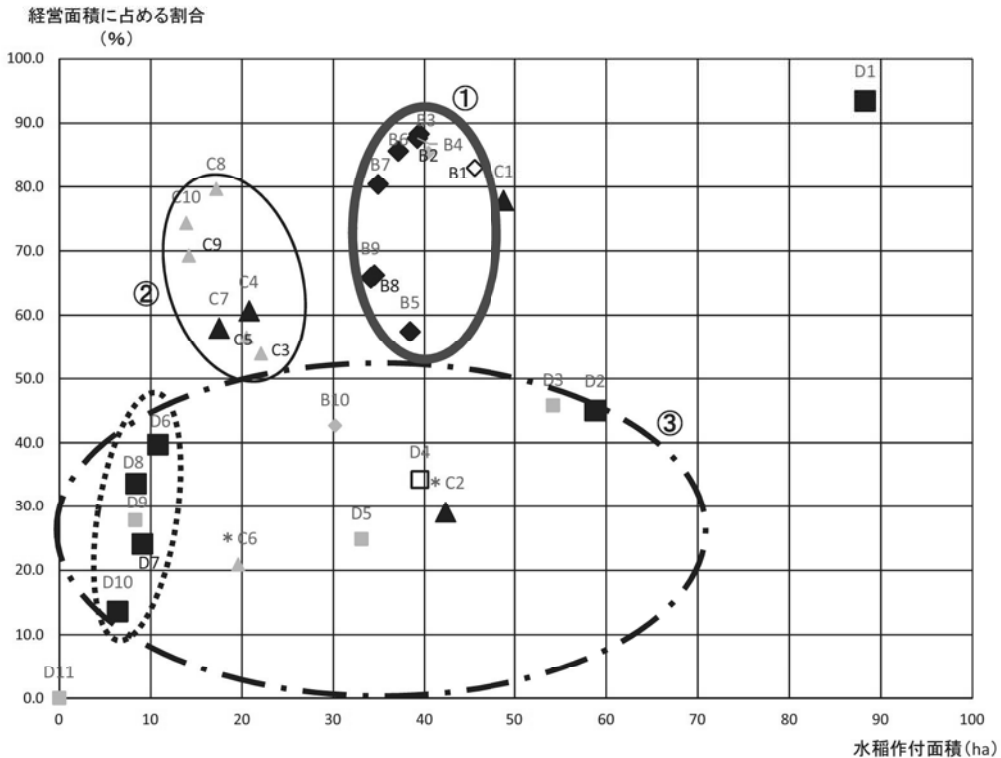
## 二．調査経営の位置づけとグループ化

### 一) 調査経営の位置づけ

本稿の大本である「平成三〇年産以降の北海道水田農業のあり方に関する調査研究」では、五つの地域を対象として聞き取り調査を実施しているが、ここでは、その中の上川中央に位置するB農協、北空知に位置するC農協Z地区、南空知に位置するD農協Y地区に限定して、述べてみたい。

表1に示したのが三地区の経営規模階層別の経営体数を示したものである。上段の値がセンサスの経営体数で下段の値が調査対象の経営体数である。この表から明らかのように、今回の調査経営は、各地区の大規模層におおむね属していることが分かる。

これらの調査経営への聞き取り結果をもとに、縦軸に経営面積に占める水稲作付面積の割合を、横軸に水稲作付面積をとった散布図が図1である。なお、上川中央に位置するB農協管内の経営者を◇、北空知に位置するC農協Z地区管内の経営者を△、南空知に位置するD農協Y地区管内の経営者を□で表わしている。また、水稲作付面積規模の拡大意向を持つ経営者を黒、未定とした経営者を白、現状維持とした経営者を灰色で示した。



資料：細山隆夫氏作成のB農協報告会資料ならびに、小松知未氏作成のC・D農協報告会資料をもとに作成。

図. 1 水稲作付面積と経営面積に占める割合

以下では、この散布図について分析していく。

## 二) 調査経営のグループ別の特徴

図1の散布図において、対象経営を大きく三つのグループに分けることができる。

第一に、太線で囲われた①で、主にB農協管内の経営者が多く該当しているグループである。このグループは、水稲作付面積が四〇ha近くに達しており、経営面積に占める水稲作付面積も五割を超え、八割以上の経営も厚く存在しているなど、現状で水稲作付の意識が高いグループと位置づけられる。

第二に、細い実線で囲われた②で、主にC農協Y地区管内の経営者が多く該当しているグループである。

このグループは、水稲作付面積は二〇ha前後と前述のグループより面積規模が小さいものの、経営面積に占める割合は五割から八割以内と比較的高く、現状では水稲作付の意識がそれなりに高いグループと思われる。

第三に、一点鎖線で囲まれた③で、主にD農協Y地区管内の経営者が多く該当しているグループである。このグループは、水稲作付面積にはらつきがあるもの

表. 2 水稲作付面積意向の理由

| 農家ID  | 水稲作付                       |                                     |
|-------|----------------------------|-------------------------------------|
|       | 意向                         | 理由                                  |
| グループ① | B1                         | 未定 機械・施設には余力がある                     |
|       | B2                         | 維持 労働力不足                            |
|       | B3                         | 拡大 機械・施設に余力がある。45haが5年後の目標          |
|       | B4                         | 拡大 機械・施設に余力がある。45haが5年後の目標プラス5～6ha  |
|       | B5                         | 拡大 機械・施設に余力がある                      |
|       | B6                         | 拡大 機械・施設に余力がある。50haが5年後の目標          |
|       | B7                         | 拡大 機械・施設に余力があり、労働力にも余裕がある。目標46～47ha |
|       | B8                         | 拡大 機械・施設に余力がある。45haが5年後の目標          |
|       | B9                         | 拡大 機械・施設に余力があり、収益の更なる確保を図りたい。目標40ha |
|       | C1                         | 拡大 機械施設に余力があるので規模に合わせて水稲拡大          |
| グループ② | C3                         | 維持 面積・作付かえない                        |
|       | C4                         | 拡大 機械施設に余力があるので水稲40%を維持             |
|       | C5                         | 維持 育苗管理上水稲20haで固定。水稲作付比率低下          |
|       | C7                         | 拡大 育苗ハウスに余力があるので拡大しても水稲50%維持        |
|       | C8                         | 維持 水稲面積は地域全体としても維持                  |
|       | C9                         | 維持 水稲+野菜。小麦長期連作を中止して飼料用米導入          |
| C10   | 維持 一部水稲固定、一部田畑輪換しながら現状維持   |                                     |
| グループ③ | B10                        | 維持 労働力に余裕ない。機械・施設の余力も今の規模が限度。       |
|       | *C2                        | 拡大 一定の水稲作付比率を維持                     |
|       | *C6                        | 維持 圃場条件によるが水稲維持。主食用直播導入も検討          |
|       | D2                         | 拡大 田畑輪換のため50%まで水稲作付比率を高めたい          |
|       | D3                         | 維持 田畑輪換を維持。田植機3×10ha/日×3～4日短期作業     |
|       | D4                         | 未定 市況次第。田畑輪換のため直播10～20haは維持する       |
|       | D5                         | 維持 田畑輪換を維持。移植を減らして直播を増やす            |
|       | D6                         | 拡大 苗を疎植にすれば今のハウスでも拡大可能              |
|       | D7                         | 拡大 田畑輪換のため作付比率は25%程度で維持             |
|       | D8                         | 拡大 田畑輪換のため作付比率は30%程度で維持             |
|       | D9                         | 維持 米価次第では減らす可能性もある                  |
| D10   | 拡大 田畑輪換のため作付比率は一定で維持       |                                     |
| D1    | 拡大 直接販売の需要が拡大しているので生産量を増やす |                                     |
| D11   | 維持 水稲を作付けする予定はない           |                                     |

資料：細山隆夫氏作成のB農協報告会資料ならびに、小松知未氏作成のC・D農協報告会資料をもとに作成。

の、経営面積に占める水稲作付面積の割合が五割未満と低く、現状維持を志向する経営と規模拡大を志向する経営とが、混在しているグループと位置づけられる。

次節では、表2に示した、グループ別の水稲作付意向とその選択理由の傾向について詳しく見ていきたい。なお、D1経営ならびにD11経営はこれらのグループとは別に検討していく。

### 三、グループ別に見た水稲作付意向

#### 一) 水稲作付規模の拡大志向の高いグループ①

グループ①には、B10経営を除くB農協管内の全ての経営とC1経営が該当している。このグループでは、

今後の水稲面積の拡大意向について見ると、そのほとんどが面積の拡大を志向しており、全般的に拡大意欲が高いと位置づけられる。C農協Z地区管内で唯一このグループに該当しているC1経営は、三戸の農家によって設立された複数戸法人であり、他のC農協Z地区管内の経営と比べて、経営規模ならびに水稲作付規模が大きくなっている。

作付拡大を志向する経営の多くは、その理由として機械・施設に余力がある点を指摘しており、四五～五〇haの規模を目標としている。また、現状での作付拡大は未定と回答したB1経営においても、機械・施設には余力があると答えており、今後規模拡大を志向することも予想される。逆にこのグループで唯一現状維持と回答したB2経営は労働力不足をその理由に挙げている。

## 二) 現状維持が太宗を占めるグループ②

グループ②には、C1経営、C2経営、C6経営を除く、全てのC農協Z地区管内の経営が該当している。C1経営は前述したように三戸の農家からなる複数戸法人であるため、経営規模が大きくグループ①に該当しており、C2経営およびC6経営は双方とも中山間地域に展開する経営で、条件不利地域を多

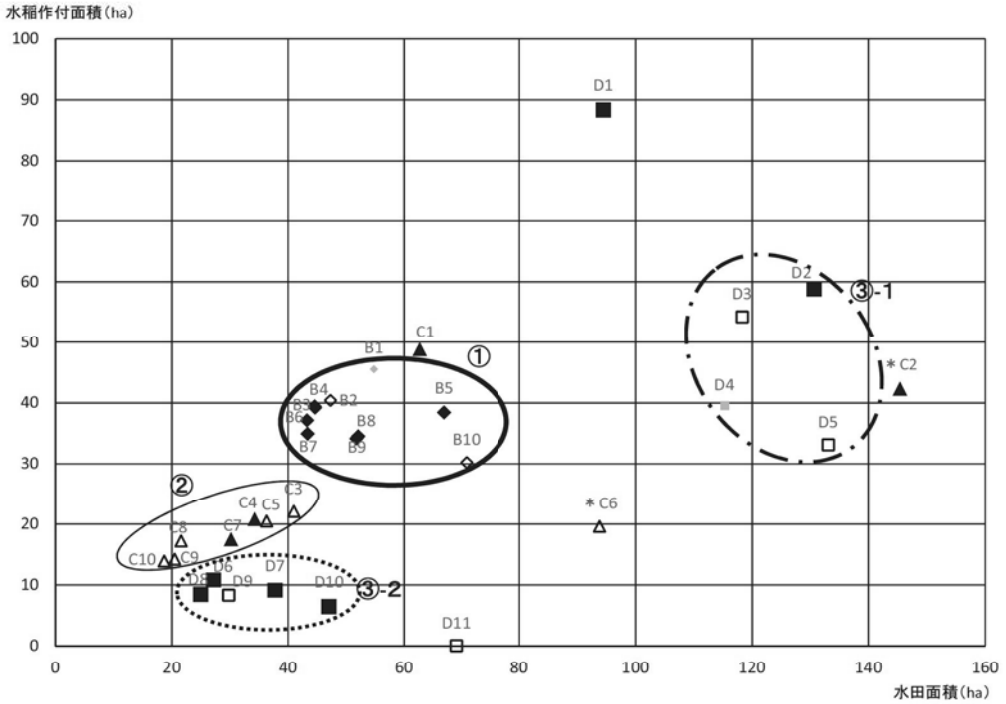
く抱えていることもあり、水稲作付割合が低くなっているため、グループ③に該当している。

このグループ②は、水稲作付規模ではグループ①に及ばないものの、経営面積に占める割合ではそれほどの大きな差は見られない。しかしながら、今後の意向については、現状維持を志向している経営者が多く、前述のグループ①とは異なった傾向を示している。

中でも、C3経営やC5経営、C8経営、C10経営のように水稲作付面積を固定・維持する経営が多く見られる。また、作付拡大を志向するC4経営やC7経営において、その理由は機械・施設や育苗ハウスに余力があるためと回答しており、グループ①と同じ拡大を志向しつつも経営内の水稲作付割合を維持すると回答しており、水稲作付規模四五～五〇haを目標とする経営は少ないものと思われる。

## 三) 規模拡大と現状維持が混在するグループ③

グループ③には、B10経営、C2経営、C6経営とD1経営・D11経営を除くD農協Y地区の経営が該当している。これらの経営の今後の水稲作付面積に関する意向を見ると、おおむね規模拡大と現状維持が同程度であるが、点線で示した水稲作



資料：細山隆夫氏作成のB農協報告会資料ならびに、小松知未氏作成のC・D農協報告会資料をもとに作成。

図. 2 水田面積と水稲作付面積

付面積が一〇ha前後の経営で、規模拡大意向が強いことがわかる。

ここで、さらに、水田面積と水稲作付面積の関係を見たのが図2である。これをみると、グループ③は大きく二つに分かれていることがわかる。前述した点線で示した水稲作付面積規模の拡大意向が強い経営グループは、グループ内では比較的水田面積が小さいグループ（以下、グループ③-2と呼ぶ）であることが分かる。一方で③グループでも水田面積が一〇〇haを超えるようなグループ（グループ③-1）では、規模拡大意向を持っているのはD2経営の一経営のみとなっている。

このように、規模拡大意向が強いグループ③-2であるが、その多くが、田畑輪換による輪作を基本とした経営展開を行っており、いずれの経営も水稲作付面積割合を維持しつつの拡大であるため、グループ①で志向されているほどの水稲面積の増加はないと考えられる。

#### 四) 特徴的な展開を見せるD1経営・D11経営

なお、③グループに多くが該当しているD農協Y地区管内の経営において、D1経営とD11経営は特徴的な経営展開を

見せている。D1経営は水稲作付面積規模ならびに経営面積に占める水稲作付面積の割合が突出して高く、作付割合は九割を超えている。その一方で、D11経営は、水稲を全く作付していない。

D11経営は立地している地域の転作を担っている組織であるため水稲の作付は行っていないものの、地域内の他の経営でも転作対応の経営が多いとのことだった。そのため、当経営も、今の情勢からは今後も稲作に戻る予定はないと判断している。

このように特徴的なD11経営を含め、水稲作付割合が五〇%を下回っている経営がD農協Y地区で多く確認される一方で、図1において水稲作付面積が最も大きく、経営面積に占める水稲作付割合が最も高い経営がD1である。さらに、今後も水稲作付面積の拡大を志向しており、田畑輪換による水稲作付比率の維持が中心的な経営戦略となっていると思われるD農協Y地区管内において、管内の水張り面積の維持を担う重要な経営であると考えられる。

#### 四．むすび

本稿では、地域内の大規模経営を中心に聞き取り調査を行い、今後の水稲作付面積に関する意向調査をもとに、地域内で予想される水稲作付の動向について推察してみた。

おおまかに類型化するならば、①水稲作付面積が拡大すると思われる地域、②現状維持で推移すると思われる地域、③水稲作付は拡大するものの、田畑輪換のなかでの水稲作付比率は維持されるため、相対的に転作面積の増加の割合の方が高いと考えられる地域、とが存在することが分かった。

平成三〇年産以降の生産の目安は、国ではなく、各県と地域の再生協議会に委ねられることになる。その際、水稲供給力の維持・確保のためには地域内の中心的農業経営の経営意向に沿った配分とするとともに、各地域協議会の生産の目安の合計が全道の目安と一致するように調整を図ることが必要になると思われる。また、実際問題としての規模拡大の実現については、省力技術の展開等が重要となるが、この点については本稿の大本である「平成三〇年産以降の北海道水田農業のあり方に関する調査研究」を参照いただきたい。